

○奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例

平成二十年七月十一日

奈良県条例第八号

奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例をここに公布する。

奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪の発生しにくい安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「県民等による安全で安心して暮らせるまちづくり」とは、県民等による自発的な地域安全活動、県民相互の連帯の強化、県民の自主防犯意識の高揚等を通じて県民の生活の平穩を害するような犯罪の発生しにくい地域社会を構築することをいう。

2 この条例において「県民等」とは、県民、地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、ボランティア活動を行う団体その他の民間の団体、事業者及び県内に滞在する者をいう。

(基本理念)

第三条 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、県民の生活の平穩を害するような犯罪により被害を受けることのないよう、県民一人一人が自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識の高揚を図ることを旨として、推進されなければならない。

2 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域の実情に応じ、地域社会を構成する県民、自治会等の多様な主体の自発的な参加と協力を促進するよう、推進されなければならない。

3 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、県民等相互の交流を促進し、活力ある地域社会の実現に資するよう、推進されなければならない。

4 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域における防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における取組との連携を図りつつ、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を、地域における防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における取組との連携等の総合的な視点から策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村及び県民等と相互に連携を図るものとする。

3 県は、市町村及び県民等に対し犯罪により被害を受けることのないよう情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民等は、地域において安全で安心して暮らせることの重要性についての認識を深め、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県計画の策定)

第六条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策についての基本的な計画(以下「県計画」という。)を定めなければならない。

2 県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する総合的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを計画的に推進するために必要な事項

3 県は、県計画を定めるに当たっては、防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における施策との連携を図るよう努めなければならない。

4 県は、県計画を定め、又は変更しようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、県計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第七条 県は、市町村及び県民等と連携し、相互に協力して県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための体制整備に努めなければならない。

(県民の理解及び関心の増進)

第八条 県は、県民の教育活動、広報活動等を通じて、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの重要性について県民の理解と関心を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全・安心なまちづくりの旬間)

第九条 県民の間に広く県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに対する理解と関心を深め、及び安全で安心して暮らせるまちづくりの活動に積極的に参加する意欲を高めるため、安全・安心なまちづくりの旬間を設ける。

2 県は、県民大会等安全・安心なまちづくりの旬間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(児童の安全の確保)

第十条 県は、学校、児童福祉施設、通学路等における児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)に係る犯罪による被害の発生及び拡大を防止し、その安全の確保を図るため、教職員及び児童の保護者との連携協力体制の整備、学校等における児童の安全の確保に関する助言、指導等を行う人員の配置その他の体制の整備、児童の保護者に対する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の安全の確保)

第十一条 観光旅行者が利用し、又は訪問する施設を設置し、又は管理する者は、当該施設における観光旅行者の安全の確保に努めるものとする。

2 観光旅行者が参加する行事を主催する者は、観光旅行者の安全の確保に努めるものとする。

3 県民等は、観光旅行者が安全で安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。

4 県は、前三項の者に対し、観光旅行者の安全の確保に必要な情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

(地域生活関連施設における犯罪の防止)

第十二条 県は、多数の県民が地域生活において利用する施設(以下「地域生活関連施設」という。)における犯罪の防止を図るため、その管理する地域生活関連施設について、防犯訓練の実施、防犯機器の設置等必要な施策を講ずるものとする。

2 地域生活関連施設を管理する事業者等は、その管理する地域生活関連施設における犯罪の防止を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項の地域生活関連施設を管理する事業者等が講ずる同項の措置に対する支援等

必要な施策を講ずるものとする。

(文化財の防犯措置)

第十三条 文化財を所有し、又は管理する者は、巡回警戒、防犯の用に供する設備の設置及び維持等の犯罪を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、文化財を所有し、又は管理する者に、文化財の防犯措置に関する情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

(犯罪の防止に資する商品等に関する情報の提供等)

第十四条 県は、県民に対し、地域における犯罪の防止に資する商品、役務等に関する情報の提供、地域における犯罪の防止に係る相談に応じ必要な助言を行うことその他地域における犯罪の防止のための県民による自主的な取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、その供給する商品、役務等に関し、地域における犯罪の防止に資するものとなるよう努めるものとする。

(民間の団体による活動に対する支援)

第十五条 県は、地縁による団体、特定非営利活動法人、ボランティア活動を行う団体その他の民間の団体による自発的な地域安全活動その他の県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに資する活動の促進を図るため、当該活動を行う民間の団体との連携協力体制の整備、当該活動の拠点となる施設の整備、情報の提供及び技術的な助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十六条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに資する活動の促進を図るため、当該活動に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進及び情報の収集等)

第十七条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理及び活用を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。